

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
支社長 中村知久 殿

東日本旅客鉄道労働組合
大宮地方本部
執行委員長 森田勝美

「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化について」に関する申し入れ

大宮地本は、大宮支社より「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化について」提案を受け、関係組合員と議論し、解明交渉を行ってきました。

保線部門では今後6年間で約100名の退職者が予定されており、長年において線路を保守・管理して蓄積してきたベテランの技術と知識、設備勘を持った人材が激減することに危惧しています。また、モニタリング巡視を行う線区における駅間の徒歩巡視周期を段階的に引き上げることなく3ヵ月に一回とすることに、職場では「本当に大丈夫なのか?」、「発生主義になってしまう」という懸念の声があげられています。線路設備は様々な系統が保守する設備が存在し、それぞれの巡視に際して各系統間のコミュニケーションが、予防保全として対処しているという観点を除外してはなりません。

また、近年では沿線住民の方々から様々な意見や要望が寄せられ、その対応に追われる実態がありますが、JRの使命として意見を頂く前に対処していくことが求められます。線路総合巡視はそのような総合的な視点から巡回し、線路設備・沿線設備の「健康」を維持してきた賜物です。

「設備部門におけるメンテナンス体制の再構築」を実施し、その後「設備部門におけるメンテナンス体制の改善」を経て、保守管理・設備更新していく点からもパートナー会社の位置付けが重要です。そのパートナー会社においても、現場最前線で工事を指揮する責任者の人材確保に苦慮している実態をみれば、軌道管理者等の業務負担をJRとして軽減していくことも、一方のパートナーとして改善していく必要があります。

保線部門は一般的にその技術や知識を教養していく場が極めて少なく、JR社内において育成していくことが重要です。今施策での新技術・新システムの導入にあたり、そこを極めていくことも重要ですが、烏山線の業務移管やモニタリング巡視に置き換わることで、現場に出る頻度が低下し、安全意識が低下することも想定しなければなりません。

施策実施に向けて、想定される事柄を労使でしっかり議論して異常時においても更に強い体制の構築と、技術継承・安全レベルの更なる向上を目指していくために、下記の通り申し入れを行いますので誠意ある回答を要請します。

記

【共通】

1. 保線部門において、今後6年間で多くの退職者を予定していることに鑑み、保線業務の技術・知識を低下させることの無いよう、直轄での検査や修繕等の業務を継続して実施していくこと。また、安全レベルが低下することの無いよう安全教育の充実化を図ること。
2. 保線部門におけるエルダー社員本体枠勤務者の役割を明確にすること。また、本人のモチベーションを低下させないよう、適正に合わせた担当グループの配置とすること。
3. 今施策における7年育成プランの考え方を示すこと。また、新規採用者の教育体制は基礎技術と安全意識の養成、保線技術の習得を最優先で行う体制を構築すること。

4. 今後の軌道設備強化計画を示すこと。また、線路保守業務を安全に行うために線路閉鎖長大間合の確保や線路閉鎖間合いの充実化、線路設備の改良・簡素化を積極的に行うこと。
5. パートナー会社の労働条件向上の観点から、保守手続きや保安打合せ等の部分においてスリム化するなど、パートナー会社の労力軽減に向けて現場実態を把握しながら改善を図ること。
6. 今施策に伴う出向について、役割を明確にすること。また、出向については「労働条件に関する協約」（平成 27 年 10 月 1 日締結）に則り取り扱うこと。

【線路設備モニタリングによる新たなメンテナンス手法の導入】

7. モニタリング巡視の本実施については線区におけるデータ精度の定着と、全社員がシステム概要・操作を習熟してからの実施とすること。また、駅間における徒歩巡視の周期延伸はシステム検証を行いながら段階的に引き上げること。
8. 各保線技術センターの駅間における要注意箇所については、現行通りの徒歩巡視周期で設備点検を実施する体制とすること。
9. 4 級線でモニタリング装置搭載車両が走行する線区についての取り扱いを明確にすること。
10. 線路設備モニタリングと仕上り検査（引継検査）の考え方について明らかにすること。
11. 線路沿線の樹木対策、施工基面における雑草対策を施すこと。
12. モニタリング装置の記録媒体交換については、契約した仕様書に則って行うこと。また、小山車両センターにおけるガラス面清掃について、他車両センター同様に月 1 回とすること。

【烏山線の保守業務の見直しについて】

13. JR とパートナー会社の業務区分を明確にすること。また、運転保安に関わる判断業務は JR が行うこと。
14. 異常時に対応出来るよう、線区の特情把握や土地勘を養成できる仕組みを構築すること。
15. 異常時に対応するため、烏山駅構内及び大金駅構内にデポを新設すること。
16. 業務移管後、JR とパートナー会社で施策に伴う意見交換等を定例的に実施し、課題については改善を図ること。

【保線部門の技術支援体制の再整理】

17. 代表保線技術センターの「保線技術グループ」再配置において、グループの必要性と実施する業務・役割を具体的に示すこと。また、配置に際しては技術力・知識に精通した社員を配置し、保線部門の技術継承が確実にできる体制とすること。